

菊池市議会政治倫理条例(解説入り)

(目的)

第1条 この条例は、菊池市政を担う市議会議員(以下「議員」という。)が、市民の厳粛な信託を受けた特別の地位にあることを鑑み、その職務の遂行において廉潔と公正、公平を保持するために必要な倫理及びこれを確保するための手続を定めることにより、市民の信頼に値する政治倫理の向上を図り、もって清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(解説)

第1条では、本条例の制定目的について定めています。

菊池市議会では、この条例で政治倫理基準を設け、その基準に違反した疑いがある議員を審査するための市長部局の附属機関である政治倫理審査会の設置等に関する規定を設けることにより、市民に信頼される清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

(議員の責務及び行動基準)

第2条 議員は、市民全体の代表者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚し、その使命の達成に努め、次に掲げる事項を遵守して行動しなければならない。

- (1) 市民全体の利益の実現を目的として行動すること。
- (2) 地方自治の本旨にのっとり、本来の責務を全うすること。
- (3) 自らの行動を厳しく律し、品位と識見を養うこと。
- (4) 公正かつ清廉な選挙運動及び政治活動を通じて、市民の支持と信頼を培うこと。
- (5) 政治倫理に反する政治的又は道義的批判を受けたときは、自ら真摯かつ誠実に疑惑を解明し、その責任を明らかにすること。

(解説)

第2条では、議員は、選挙により選ばれた市民の代表であることを常に自覚し、その使命の達成に努める義務があること。また、そのために議員が遵守すべき行動基準を明記しています。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 職務の遂行に当たり、廉潔、公正及び公平を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

- (2) 市が行う許可、認可、請負その他の契約に関し特定の企業、団体等のために、自己の地位による影響力を不正に行使することによって、市民全体の利益に反する公正さを欠く取り計らいをしないこと。
- (3) 職務権限の行使若しくは不行使又はその地位に伴う影響力の行使により、金品その他の財産上の利益を収受し、又は要求すること及び自己の財産上の利益の実現を図らないこと。
- (4) 市の発注する土木、建設事業等の公共事業に関与し、またこれらに関与しようとする業者との金品の授受は一切行わないこと。
- (5) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしないこと。
- (6) 市職員の採用、昇格及び異動に関して推薦又は紹介をしないこと。
- (7) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置すること。
- (8) 嫌がらせ、強制、長時間拘束、圧力をかける行為、各種ハラスメント等その地位を利用して人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (9) 市税等の完納又は健全な計画に基づき誠実に納付を行うこと。

(解説)

第3条では、議員が遵守すべき事項を「政治倫理基準」として、列挙しています。

なお、各号の解説については、まず、第1号では、不正な行為をしないことはもちろん、不正の疑いをもたれるような行為も、してはならないということを示しています。

次に、第2号から第4号まででは、議員という影響力のある地位を、特に市の職員に対するものを行使して、市が行う事務や請負等に対する不当な働きかけや、贈賄、収賄等の地位を利用した不当な金品の授受を禁止するものです。議員という地位を利用したかどうかの境界があいまいであることから、基準の中に明記することで不適切だと指摘されることのないように議員が自らを律することを期待するものです。

次に、第5号では、議員が市職員に対して、その職務を妨害したり、市の職員の持つ権限を不正に行使するよう働きかけてはならないということを示しています。

次に、第6号では、議員が市職員の人事への介入を禁じるものです。

次に、第7号では、議員本人はもちろん、議員の後援団体が寄附を受ける場合、事実上、政治資金規正法の規定を回避することができるため、そうし

た後援団体への寄附をも禁止するものです。

次に、第8号では、全国的に頻繁にニュースで取り上げられる議員による人権侵害のトラブル、特に市職員に対するハラスメントを未然に防ぐため、禁じるものです。

次に、第9号は、議員は、市税等を完納することを基本としつつ、納付期限までに完納できなかった議員については、分納により誠実に完納することを意味しています。

(誓約書の提出)

第4条 議員は、この条例を遵守する旨の規則で定める誓約書を議員の任期開始の日から30日以内に議長に提出するものとする。

(解説)

議員が自ら関係法令及び本条例を遵守し、また仮に倫理基準を違反し、本条例の規定による措置が講じられた場合は、誠実に対応することを誓約するために、議員は、任期当初に議長に誓約書を提出することを定めています。

(兼業に関する遵守事項)

第5条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定により、議員の兼業の禁止を遵守し、市民に対し疑念を生じさせることがないように努めなければならない。

(解説)

議員は、個人として300万円を超えて菊池市に請負をしてはならないこと、及び菊池市に対して主として請負をする法人の役員になることが法律で禁止されていることを再認識するとともに、努力義務を付け加えています。

(市との請負契約等に関する遵守事項)

第6条 議員は、前条に規定する趣旨を遵守し、議員、その配偶者若しくは同居の親族が経営する法人又はこれらの者が事実上支配力を持つ法人に対し、市との請負契約等を自粛するよう努めなければならない。ただし、災害等特別な事情があると認められるときはこの限りでない。

2 前項に規定する事実上支配力を持つ法人とは、議員、その配偶者及び同居の親族の合計で、発行されている株券等の2分の1を超えて保有している法人をいい、この場合、議員は、規則で定める報告書を議員の任期開始の日又はその事実が生じた日から30日以内に議長に提出するものとする。

3 前項の規定による報告書を提出した議員が、当該規定に該当しなくなった

ときは、規則で定める報告書を速やかに議長に提出するものとする。

4 議長は、前2項の規定により提出された報告書を規則で定める台帳で管理するとともに、その旨を公表するものとする。

(解説)

第6条では、菊池市議会議員の請負の状況の公表に関する条例により透明性を確保している議員個人の請負以外の請負について、その状況の透明性を確保するため、第2項で「議員が事実上支配力を持つ法人」を定義付け、第3項及び第4項で、該当する議員の報告、管理及び公表を規定しています。

なお、地方自治法第92条の2で、地方公共団体の議員は、当該地方自治体に対して請負することができないと定められていますが、議員個人の場合は、1会計年度当たり300万円までの請負が認められています。そのようなことから、議員が事実上支配力を持つ請負人は、法人に限られるということになりますので、報告義務を法人に限定しています。

なお、見出し中の「市との請負契約等」については、下請契約は、市との契約ではなく、市と契約した元請負人との契約になるため、『市との請負契約等』には、下請契約は含まれないことになります。

また、条例第6条第2項以降にある「株券等」とは、株券及び株券に転換可能な有価証券のことであり、具体的には次のとおりです。

- (1) 株券(ただし、議決権のない株券は対象外)
- (2) 投資証券等
- (3) 新株予約権証券
- (4) 新株予約権付社債券
- (5) 対象有価証券カバードワラント
- (6) 株券預託証券
- (7) 株券関連預託証券
- (8) 株券信託受益証券
- (9) 株券関連信託受益証券
- (10) 対象有価証券償還社債
- (11) 他社株等転換株券

また、第6条第4項中の「公表」の方法は、広報紙は、紙面の都合がありますので、まず本市ホームページに台帳を掲載するとともに、その旨の周知を議会だよりに掲載します。

(税の納付証明書の提出等)

第7条 議員は、市から賦課されているその年度の税の納付を証する書類(以

下「納税証明書」という。)を、翌年6月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により提出された納税証明書は、議長において5年間保存しなければならない。

(解説)

第7条では、議員の市税滞納を防ぐため、毎年、議員は、議長が議員の市税の納税状況を把握するために必要な書類を議長に提出する義務があることを定めています。

(政治倫理審査会の設置)

第8条 政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、菊池市政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、委員8人をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、委員の定数の3分の2以上の同意を要する。

(解説)

第8条では、議員の政治倫理に関する重要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、審査会を設置することとしています。

(守秘義務等)

第9条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その者が委員でなくなった後も、同様とする。

- 2 審査会の委員は、その職務を政治的目的のために利用してはならない。
- 3 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(解説)

第9条では、審査会の委員は、職務上知り得た情報に関し、委員の任期中はもちろんのこと、その職を退いた後も、守秘義務があることを定めています。

(調査の請求)

- 第10条 市民は、議員について第3条に規定する政治倫理基準又は第6条第1項に規定する市との請負契約等に関する遵守事項に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定める事前届出書による届出が受理された後、違反していると疑うに足る事実の証拠資料を添えて、規則で定める調査請求書により、議長に調査の請求(以下「調査請求」という。)をすることができる。
- 2 前項の規定による調査請求は、特定の利益のために行使してはならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、調査請求の内容が議長に関するものであるときは、副議長に事前届出及び調査請求するものとする。この場合において、次項から次条までの規定中「議長」とあるのは、「副議長」とする。
- 4 議長は、第1項の規定による調査請求を受けたときは、直ちにその書面の写しを市長に送付するものとする。
- 5 市長は、第4項の規定により送付を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない。

(解説)

第10条では、市民からの審査請求の手続等について規定しています。

なお、第10条第1項の規定により、議長に調査の請求がなされたときは、議長がその請求の適格性を審査することになります。

また、第10条第2項中の「特定の利益」とは、この解説で「個人の利益、特定の政治的な目的、議員が事実上支配力を持つ法人の利益等」を指すこととしています。

(倫理基準違反の審査)

- 第11条 審査会は、前条第6項の規定による審査を付託されたときは、当該事案の適否又は存否の審査を行い、審査会が必要と認める措置を勧告することができる。
- 2 審査会は、前項の審査を行うため、事情聴取等必要な調査を行うことができる。
- 3 第1項の規定による勧告は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならない。
- 4 第1項の規定による勧告の種類は、規則で定めるものとする。
- 5 審査会は、第1項の規定により審査を付託された日から起算して90日以内にその審査結果を議長及び市長に報告しなければならない。

(解説)

第11条では、審査会の審査について定めています。

なお、第4項で規定する規則で定める勧告の種類は、次のとおりです。

- (1) 議長による口頭注意
- (2) 文書による厳重注意
- (3) 一定期間の会議出席の自粛勧告
- (4) 議会における役職の辞任勧告
- (5) 議員辞職勧告

(資産報告書の提出)

第12条 審査会は、事案の解明のため必要があるときは、規則で定めるところにより、資産報告書の提出を求めることができる。

(解説)

第12条では、審査会は、議員の資産報告書が必要な場合は、提出を求めることができることを定めるもので、菊池市議会政治倫理条例施行規則では、提出を求めるときの報告内容について、議員の資産の内容、収入・贈与の内容、地位・肩書等のうちから審査会が指定するよう定めています。

(議員の協力義務)

第13条 議員は、審査会の要求があるときは、審査会に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(解説)

第13条では、審査会の調査に協力することが、議員にとっては義務であることを定めています。

(照会)

第14条 審査会は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会するものとする。

(解説)

第14条中の「公務所」とは、公務員が職務を行うため国又は公共団体によって設けられた官公署のことです。

(虚偽報告等の公表)

第15条 審査会は、議員が第12条の規定による資産報告書の提出をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するものとする。

(解説)

第15条では、議員が第12条の規定による資産報告書の提出に応じなかったとき、又は虚偽の報告をしたきは、審査会は、その旨を公表することを定めています。

なお、本条中の「公表」の方法は、本市ホームページ、広報きくち及び議会だよりに掲載することになります。

(議会の措置)

第16条 議会は、第11条第1項の規定による勧告がなされたときは、その勧告を尊重して、措置を講じなければならない。

2 前項の規定により講じる措置は、議長が議会運営委員会に諮った上で、決定するものとする。

3 議会は、第1項に規定する措置を講じたときは、その措置の内容を本会議で報告するとともに公表しなければならない。

4 議会は、審査会の勧告と異なる内容の措置を講じたときは、前項の規定による報告及び公表において、その理由を示さなければならない。

5 議会は、措置の対象となった議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講じなければならない。

(解説)

第16条では、審査会の審査結果を受けた議会の措置及び公表について定めています。

なお、第3項中の「公表」の方法は、本市ホームページ、広報きくち及び議会だよりに掲載することになります。

(収賄罪等宣告後における釈明)

第17条 議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4までに規定する罪により有罪の宣告を受け、なお引き続きその職にとどまろうとするときは、議会が市民に対する説明会を開くことができる。この場合において、当該議員は、説明会に出席して釈明することができる。

2 前項の説明会において、市民は、当該議員に質問することができる。

3 第1項に定める説明会の開催の手続その他その運営に関し必要な事項は、議会においてこれを定めるものとする。

4 説明会には、代理人を出席させ又は補佐人をつけることはできない。

(解説)

第17条では、議員が刑法第197条から第197条の4までに定める罪(収賄罪、受託収賄罪及び事前収賄罪、第三者供賄罪、加重収賄罪及び事後収賄罪並びにあつせん収賄罪)により有罪の宣告を受けても議員を続けるときは、議会は、市民説明会を開き、当該議員は、その場で市民に対して釈明することができることを定めています。

(収賄罪等確定後の措置)

第18条 議員が前条の有罪の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする。

(解説)

第18条では、前条の有罪の宣告を受けた議員の刑が確定したときは、公職選挙法第11条第1項の規定(選挙権及び被選挙権を有しない者)により失職する場合を除き、議会は、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずることを定めています。

(市長等の責務)

第19条 市長、副市長及び教育長(以下「市長等」という。)は、市政の代表者又は特に市政に携わる権能と責務を有する者として、深く自覚し、市民の信頼に値する倫理性の保持に努めるとともに、市民に対し自ら進んでその高潔性を明らかにしなければならない。

2 市長等は、本条例に鑑み、前項の責務を果たすため、自ら政治倫理基準を定め、公表しなければならない。

3 市長等は、政治倫理基準に違反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない。

ない。

(解説)

第19条では、議会の自律権に基づき、令和7年に本条例を改正した際に、市長等を本条例の対象外にしました。なお、議会は、新たに市長等に対して自らの政治倫理を規定することを義務付けましたので、その旨を明文化しています。

(その他)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(解説)

第20条の規定に基づき、菊池市議会政治倫理条例施行規則で、手続、様式等を定めています。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に議員である者に対する改正後の菊池市議会政治倫理条例第4条の規定の適用については、同条中「任期開始の日」とあるのは、「菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例(令和7年条例第27号)の施行の日」とする。

3 この条例の施行の際現に議員である者に対する改正後の菊池市議会政治倫理条例第6条第2項の規定の適用については、同項中「任期開始の日又はその事実が生じた日」とあるのは、「菊池市政治倫理条例の一部を改正する条例(令和7年条例第27号)の施行の日」とする。

4 この条例の施行の日から改正後の菊池市議会政治倫理条例第19条第2項の規定による市長等の政治倫理基準が定められ、施行される日の前日までの間における市長等に関する改正前の菊池市政治倫理条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(菊池市議会基本条例の一部改正)

5 菊池市議会基本条例(平成26年条例第18号)の一部を次のように改正する。
第16条中「菊池市政治倫理条例」を「菊池市議会政治倫理条例」に改める。

(解説)

附則第4項では、市長等が自らの政治倫理基準を定めた条例を施行するまでの間は、改正前の菊池市政治倫理条例の規定が適用されることを定めています。